

生活保護制度に関する意見書

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、生活保護制度を早急に見直す方針を示した。

この方針の中では、見直しの内容として、生活扶助基準の見直し、母子加算の廃止を含めた見直し、級地の見直し、自宅保有者への貸付等の優先化を挙げ、可能な限り2007年度に実施することとしている。

しかしながら、生活保護制度は、わが国のすべての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、国が責任を持ってその水準を確保しなければならないものである。経済財政運営や構造改革の一環として、単に制度の縮小を図る方向性をもって拙速な変更を行うことは、生活保護制度の本旨を逸脱するものである。

よって、政府においては、経済財政運営と構造改革の名の下に生活保護制度を後退させることなく、その給付については憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」のあり方や社会保障制度全般との整合性等を十分に勘案した水準を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員